

越前町内施設におけるライブカメラの設置及び運用

に関する要綱

平成30年4月1日

告示第14号

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、越前町内の施設等に設置するライブカメラの設置及び運用並びに映像データの適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心な町民生活を実現するとともに、個人のプライバシーその他個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ライブカメラ 防災情報または観光情報の伝達を目的として、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの又は映像表示の機能を有するものをいう。
- (2) 映像データ ライブカメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(施設等の名称及び設置の目的)

第3条 ライブカメラを設置する施設等及び設置目的は、別表第2のとおりとする。

(管理責任者の設置)

第4条 ライブカメラの適正な管理及び運用を図るため、ライブカメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

- 2 管理責任者は、総務課長をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、ライブカメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、ライブカメラ及び映像データを取り扱う者(以下「ライブカメラ取扱者」という。)に対し、越前町個人情報保護条例(平成17年越前町条例第11号。以下「条例」という。)の規定を遵守した取扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。
- 3 管理責任者は、ライブカメラ及び映像データの管理又は運用に関する業務を委託するときは、その受託者が当該業務について条例に定めるもののほか、この要綱の規定に基づき適正な取扱いを行うよう、必要な措置を講じなければならない。

(ライブカメラ取扱者の責務)

第6条 ライブカメラ取扱者は、映像データに含まれる個人情報について、条例の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(ライブカメラの設置に係る措置)

第7条 管理責任者は、ライブカメラが設置されている旨を明確かつ適正な方法によ

り表示しなければならない。

(ライブカメラの作動時間)

第8条 ライブカメラの作動時間は、別表に定めるとおりとする。

(映像データの保管期間)

第9条 映像データは、次に掲げる場合を除き、おおむね1か月以内とする。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

2 管理責任者は、前項により画像の保存期間を変更したときは、その理由を記録しなければならない。

(映像データの保管方法)

第10条 管理責任者は、映像データが記録された電磁的記録媒体を施錠することができる保管庫に保管する等映像データの盗難、散逸等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、映像データの保管状況を定期的に確認し、その適正な管理に努めなければならない。
- 3 管理責任者は、映像データについて前条に規定する保管期間が経過した後、重ね撮り等により速やかにこれを消去しなければならない。
- 4 管理責任者は、映像データを記録した電磁的記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理をしなければならない。

(映像データの目的外利用及び外部提供の制限)

第11条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像データをその収集の目的を超えて利用し、又は外部に提供してはならない。

- (1) 条例第7条第2項各号の規定に該当する場合
- (2) 県、関係市町及びマスメディア等における適切かつ円滑な防災対策、または交通安全対策に資することを目的に必要と判断された場合
- (3) 管理責任者の承認がある場合

(映像データの複製の制限)

第12条 映像データは、複製や加工をしてはならない。

(苦情処理)

第13条 管理責任者は、ライブカメラの設置等に関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条、8条関係）

施設等	設置目的	作動時間
越前海岸自営柱	防災情報及び道路交通情報の伝達	終日
厨区自営柱	防災情報及び道路交通情報の伝達	終日
米ノ区自営柱	防災情報及び道路交通情報の伝達	終日
越前岬水仙ランド自営柱	観光情報の伝達	終日